

# 「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」ならびに「特別警報」発令時、および「地震注意情報」が発表されたときの児童生徒の登下校について

## 1 登校前に、豊橋市に警報が発令された場合

### (1) 「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令された場合

- ① 午前6時30分までに解除されたとき・・・・・・・・・・・・・平常通り授業を行う。
- ② 午前6時30分を過ぎ午前9時までの間に解除されたとき・・・午前11時から授業を行う。  
(鷹丘小学校児童は、11時から授業開始できるよう、通学班の集合時刻を通常の集合時刻の2時間30分遅れとします。)
- ③ 午前9時を過ぎても解除されないとき・・・・・・・・・・・・・当日は授業を行わない。

### (2) 「大雨警報」や「洪水警報」、「大雪警報」が発令された場合

- ① 原則として、平常通り授業を行う。
- ② 状況によって、登校が危険と判断される場合には、学校から連絡をする。

### (3) 「特別警報」が発令された場合

- ① 登校させない。
- ② 「特別警報」が解除されても、学校から登校の連絡があるまでは登校させない。

## 2 登校後に、豊橋市に警報が発令された場合

### (1) 「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令された場合

- ① そのときの気象状況等から安全に帰宅することができると判断されるときには、授業を中止し下校する。
- ② 下校が危険と判断した場合には、安全に下校できるようになるまで学校で待機する。

### (2) 「大雨警報」や「洪水警報」、「大雪警報」が発令された場合

- ① 気象情報、通学路の状況等を判断して、授業の継続または中止を決定する。
- ② 通学路が危険と認められ、また帰宅が困難と認められるときは、安全が確保されるまで学校で待機する。

### (3) 「特別警報」が発令された場合

- ① 即刻授業を中止し、学校留め置き（待機）とする。
- ② 気象、道路等の状況情報を収集し、引き渡しができる状況であれば、引き渡しを行う。児童生徒だけの下校はさせません。
- ③ 「特別警報」解除後も災害の状況、および気象・道路等の状況情報を収集し、児童生徒を安全に下校させると判断できるまでは下校させません。

## 3 「東海地震注意情報」・「東海地震予知情報（警戒宣言）」が発表された場合

### (1) 登校前・下校後・・・・・・・・・・・・・自宅待機

### (2) 在校中・・・・・・・・・・・・・授業や部活動を中止し、すみやかに下校する。

### (3) 登校中・・・・・・・・・・・・・原則として登校させ、すみやかに下校する。

### (4) 下校中・・・・・・・・・・・・・原則として帰宅させ、家族ともに行動する。

### (5) 「警戒宣言」が発令中の場合、「警戒宣言」が解除されるまでは、休校とする。

## 4 緊急時における児童・生徒の下校について

上記以外で、緊急事態が発生した場合には、学校メールで連絡の上、対応させていただきます。